

なまこ漁業の制限措置等について

岩手県漁業調整規則第4条第1項第2号に掲げる次のなまこ漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び岩手県漁業調整規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置等を次のとおり定める。

令和4年5月23日

岩手県

1 なまこ漁業

(1) 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	水産動植物の種類	漁具の種類 その他の漁業の方法	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	漁業者の資格	許可または起業の認可をすべき漁業者の数

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和4年5月23日から令和4年6月23日まで

(3) 備考

ア この許可の有効期間は、許可の日から令和4年7月31日とする。

イ この許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

(ア) なまこ種苗生産以外の目的で採捕してはならない。

(イ) ……(漁獲予定数量)を超えてなまこを採捕してはならない。

(ウ) 網漁具(たも網を除く)を使用して採捕してはならない。

(エ) 日没から日の出までの間は、潜水器及び簡易潜水器による操業をしてはならない。

- (オ) 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合には、これに従わなければならない。
- ウ 許可又は起業の認可を申請しようとする者は、別に定める書類を、その住所地を所管する当該水産振興センターの長に提出するものとする。
- エ 許可又は起業の認可の申請の数が公示した漁業者の数を超える場合においては、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をする者を定めるものとする。